平成２１年（フ）第１３３４号
北九州市八幡西区本城３丁目２番２―304号
債務者　白石　真澄
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３６８号
北九州市若松区今光１丁目１番３号
債務者　吉原　和範
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３６９号
北九州市若松区今光１丁目１番３号
債務者　吉原　真子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３７１号
北九州市門司区東門司２丁目15番12号
債務者　横田　利盛
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３７２号
北九州市門司区東門司２丁目15番12号
債務者　横田佐和子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３７９号
北九州市八幡東区諏訪１丁目３番12―206号
債務者　井芹　陽子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３８６号
北九州市八幡西区西王子町13番24号
債務者　西村　陽子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３８９号
北九州市小倉北区神岳２丁目５番29号
債務者　小野カヲル
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３９７号
北九州市小倉南区八重洲町11番17号
債務者　津﨑　千也
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４１９号
北九州市小倉北区中島１丁目17番34―202号
債務者　田中　鉄一
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４２０号
北九州市小倉北区原町１丁目11番１―703号
債務者　秋山　　淨
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１７１号
北九州市小倉北区下富野５丁目26番10―202号
債務者　久志　文子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２７０号
北九州市小倉南区蜷田若園２丁目１番43―203号
債務者　橋本　慎也
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３７３号
北九州市小倉北区井堀３丁目５番33―905号
債務者　長友　優子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３９２号
北九州市門司区花月園13番27―304号
債務者　沖田　政雪
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３９３号
北九州市門司区花月園13番27―304号
債務者　沖田シズ子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４１３号
北九州市小倉北区原町１丁目11番１―808号
債務者　有田　久徳
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４２５号
北九州市戸畑区東大谷１丁目10番29号
債務者　三谷　信治
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部